

令和 2年 9月 1日

櫻井工業 (株)

櫻井 一平 様

京都府知事 西 脇 隆 俊



特定 建設業の許可について (通知)

令和 2年 7月 7日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので通知する。

記

許 可 番 号 京都府知事 許可 (特一 2) 第 42758 号

許可の有効期間 令和 2年 9月 1日から 令和 7年 8月 31日まで

建設業の種類

土木工事業  
大工工事業  
石工事業  
鋼構造物工事業  
しゅんせつ工事業  
内装仕上工事業  
解体工事業

建築工事業  
とび・土工事業  
管工事業  
舗装工事業  
塗装工事業  
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 7年 8月 1日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)